

## 参照条文

### ○民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）（抄）

（民間都市開発推進機構の指定）

第三条 国土交通大臣は、民間都市開発事業の推進を目的とする一般財団法人であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（機構の業務）

第四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定民間都市開発事業（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業のうち地域社会における都市の健全な発展を図る上でその事業を推進することが特に有効な地域として政令で定める地域において施行されるもの及び同項第二号に掲げる民間都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）について、当該事業の施行に要する費用の一部（同項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）を負担して、当該事業に参加すること。
- 二 特定民間都市開発事業を施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用（第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業にあつては、公共施設等の整備に要する費用）に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行うこと。
- 三 民間都市開発事業の基礎的調査の実施に対する助成を行うこと。
- 四 民間都市開発事業を施行する者に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。
- 五 民間都市開発事業の推進に関する調査研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 （略）

### ○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和62年建設省令第19号）（抄）

（指定の申請）

第一条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
  - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
  - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類